

【誤】

(2) 是正指導の状況

- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導件数は28,128件（対前年度比34.7%減）。
- ◆ 男女雇用機会均等法関係が5,217件（18.5%）、労働施策総合推進法関係が2,546件（9.1%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が5,574件（19.8%）、育児・介護休業法関係が14,791件（52.6%）であった（図1-2）。

図1-2 是正指導件数の推移(全体)



※令和2年6月1日職場におけるパワーハラスメント防止対策を規定する労働施策総合推進法施行
 パートタイム労働法立法改正により、パートタイム・有期雇用労働法に名称変更。令和2年4月1日より施行（大企業のみ）、令和3年4月1日より中小企業にも適用

【正】

(2) 是正指導の状況

- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導件数は28,128件（対前年度比34.7%減）。
- ◆ 男女雇用機会均等法関係が5,217件（18.5%）、労働施策総合推進法関係が2,546件（9.1%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が5,574件（19.8%）、育児・介護休業法関係が14,791件（52.6%）であった（図1-2）。

図1-2 是正指導件数の推移(全体)



※令和2年6月1日職場におけるパワーハラスメント防止対策を規定する労働施策総合推進法施行
 パートタイム労働法立法改正により、パートタイム・有期雇用労働法に名称変更。令和2年4月1日より施行（大企業のみ）、令和3年4月1日より中小企業にも適用

【誤】

(2) 是正指導等の状況(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆ 3,498 企業を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された企業 2,466 社 (70.5%) に対し、5,574 件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項の内容は、「第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)」が 984 件 (17.7%) と最も多く、次いで「第17条(短時間・有期雇用管理者の選任)」が 900 件 (16.1%)、「第13条関係(通常の労働者への転換)」が 701 件 (12.6%) となっている(表4-2)。
- ◆ 是正指導を受けた企業のうち、9割以上が年度内に是正・改善している。
- ◆ このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して第19条(事業主等に対する援助)に基づく助言を 2,900 件行った。

表4-2 是正指導件数の推移

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)	618 16.5%	2,072 19.3%	984 17.7%
第6条第2項関係(特定事項以外の労働条件の文書交付等)	2 0.1%	6 0.1%	1 0.0%
第7条関係(就業規則の作成手続)	456 12.2%	1,271 11.8%	564 10.1%
第8条関係(不合理な待遇の禁止)	42 1.1%	216 2.0%	144 2.6%
第9条関係(差別的取扱いの禁止)	0 0.0%	2 0.0%	1 0.0%
第10条関係(賃金の均衡待遇)	130 3.5%	303 2.8%	128 2.3%
第11条第1項関係(職務内容が同一の場合の教育訓練)	0 0.0%	0 0.0%	2 0.0%
第11条第2項関係(均衡を考慮した教育訓練)	95 2.5%	240 2.2%	129 2.3%
第12条関係(福利厚生施設)	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
第13条関係(通常の労働者への転換)	544 14.5%	1,451 13.5%	701 12.6%
第14条第1項関係(措置の内容の説明)	555 14.8%	1,529 14.2%	658 11.8%
第14条第2項関係(待遇の相違等に関する説明)	4 0.1%	8 0.1%	9 0.2%
第14条第3項関係(説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
第16条関係(相談のための体制の整備)	176 4.7%	670 6.2%	294 5.3%
第17条関係(短時間・有期雇用管理者の選任)	590 15.7%	1,762 16.4%	900 16.1%
その他(指針等)	539 14.4%	1,208 11.2%	1,059 19.0%
合計	3,752 100.0%	10,738 100.0%	5,574 100.0%

※令和2年度件数については、令和2年度末まで中小企業に適用されていたパートタイム労働法の件数は含まれていない

【正】

(2) 是正指導等の状況(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆ 3,498 企業を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された企業 2,466 社 (70.5%) に対し、5,574 件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項の内容は、「第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)」が 984 件 (17.7%) と最も多く、次いで「第17条(短時間・有期雇用管理者の選任)」が 900 件 (16.1%)、「第13条関係(通常の労働者への転換)」が 701 件 (12.6%) となっている(表4-2)。
- ◆ 是正指導を受けた企業のうち、9割以上が年度内に是正・改善している。
- ◆ このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して第19条(事業主等に対する援助)に基づく助言を 2,900 件行った。

表4-2 是正指導件数の推移

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)	618 16.5%	2,072 19.3%	984 17.7%
第6条第2項関係(特定事項以外の労働条件の文書交付等)	2 0.1%	6 0.1%	1 0.0%
第7条関係(就業規則の作成手続)	456 12.2%	1,271 11.8%	564 10.1%
第8条関係(不合理な待遇の禁止)	42 1.1%	216 2.0%	144 2.6%
第9条関係(差別的取扱いの禁止)	0 0.0%	2 0.0%	1 0.0%
第10条関係(賃金の均衡待遇)	130 3.5%	303 2.8%	128 2.3%
第11条第1項関係(職務内容が同一の場合の教育訓練)	0 0.0%	0 0.0%	2 0.0%
第11条第2項関係(均衡を考慮した教育訓練)	95 2.5%	240 2.2%	129 2.3%
第12条関係(福利厚生施設)	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
第13条関係(通常の労働者への転換)	544 14.5%	1,451 13.5%	701 12.6%
第14条第1項関係(措置の内容の説明)	555 14.8%	1,529 14.2%	658 11.8%
第14条第2項関係(待遇の相違等に関する説明)	4 0.1%	8 0.1%	9 0.2%
第14条第3項関係(説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
第16条関係(相談のための体制の整備)	176 4.7%	670 6.2%	294 5.3%
第17条関係(短時間・有期雇用管理者の選任)	590 15.7%	1,762 16.4%	900 16.1%
その他(指針等)	539 14.4%	1,208 11.2%	1,059 19.0%
合計	3,752 100.0%	10,738 100.0%	5,574 100.0%

※令和2年度件数については、令和2年度末まで中小企業に適用されていたパートタイム労働法の件数は含まれていない